

監 査 報 告 書

学校法人 大橋学園
理事会・評議員会 御中

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人大橋学園寄附行為第9条の規定に基づき、学校法人大橋学園の平成29年度の業務並びに財産の状況について監査を行った。

私たちは監査に当たり、理事会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人大橋学園の業務又は財産に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

平成30年5月18日

学校法人大橋学園

監事 西元 勝也 (印)

監事 矢野 範子 (印)